

第9回犯罪被害者等基本計画検討会の検討事項に対する意見

総務省

(検討事項案)

重点課題に係る具体的施策

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 . 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (基本法第14条関係)

救命救急体制の整備 [総務省・厚生労働省]

・ 人身にかかわる交通事故が発生した場合の救命救急体制を万全にすること (1 医療活動のできる高規格の救急車 (ドクターカー) および医療専用ヘリコプター (ドクターヘリ) を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施される体制を確立すること。 2 そのためにも、救急救命士の医療的権限の明確化や、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステムの確立、さらに遠隔地医療の充実などをはかること。) 【犯罪被害者団体等】

(上記案に対する意見)

消防機関における救急救命体制については、人身にかかわる交通事故さらには犯罪に起因する事項に限定することなく全ての救急事案に対し万全の体制を整備するよう努めているところであり、上記検討事項案の内容については犯罪被害者等基本計画に特筆すべきものではないと考える (犯罪被害者等基本法第14条にいう「適切な保健医療サービスが提供されるよう必要な施策を講ずる」の中に救急搬送までもを含めることは難しいと考える。) 。

なお、申し添えれば、上記検討事項案中の記述事項 (ドクターカー、ドクターヘリ、救急救命士の医療的権限、救急指定病院の拡大、迅速な医療が施されるシステムの確立、遠隔地医療の充実) については、いずれも厚生労働省の所管事務である。

第9回犯罪被害者等基本計画案試案に対する意見 (修正意見)

平成17年10月25日
総務省

(検討事項案)

重点課題に係る具体的施策

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

2. 安全の確保(基本法第15条関係)

(2) 犯罪被害者等に関する情報の保護

ウ 総務省において、住民基本台帳の閲覧制度等について、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」において犯罪被害者等の保護の観点も含めて十分な検討を行い、平成17年秋を目途に検討結果を整理し、必要な施策を実施する。

(上記案に対する修文意見)

ウ 総務省において、~~住民基本台帳の閲覧制度等について、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」の報告書(平成17年10月20日)をふまえ、住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的見直しを行う。において犯罪被害者等の保護の観点も含めて十分な検討を行い、平成17年秋を目途に検討結果を整理し、必要な施策を実施する。~~(下線部が追加記載部分)